機械設備工事特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1　建設工事名

工事

2　建設工事場所

3　建物概要

建物（棟）名称	構造	階数	延床面積（㎡）	備　　考

4　工事科目（⊙印のあるもの）

・空気調和設備，換気設備	・給湯設備
・排煙設備	・消火設備
・衛生器具設備	・ガス設備
・屋内給水設備	・浄化槽設備
・屋外給水設備	・さく井設備
・屋内排水設備	・昇降機設備
・屋外排水設備	・撤去工事

Ⅱ　仕様

1　特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書令和４年版による。

⊙公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　⊙公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
⊙公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）⊙公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
⊗公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）⊙公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
⊙建築物解体工事共通仕様書

2　標準図は以下の令和４年版による。

⊙建築工事標準詳細図
⊙公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
⊗公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

3　設計図書に明記がない場合、又は相違がある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。

(1) 質問回答書((2)～(6)に対するもの)　~~(2) 現場説明書~~　(3) 特記仕様書
(4) 設計図　(5) 設計書　(6) 標準仕様書

4　特記仕様

(1) 項目は全て適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印のない場合は、※印を適用する。　⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。

科目	項目	特記事項
一般事項	1 法令その他	この工事は、工事に関係する法令、条例及び規定等に基づいて施工する。 官公署の検査を必要とする工事にあっては、工事完成時までに検査を受け検査済証等の交付を受ける。
	2 工事実績情報の登録	工事カルテ特記仕様書による。
	3 工事の一時中止	沼津市建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	4 施工計画書	提出を要する施工計画書 (1) 総合施工計画書（仮設を含む。）　(2) 工種別施工計画書
	5 施工図等の権利	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。
	6 工事写真	「営繕工事写真撮影要領（令和3年版）」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領（平成28年版）による工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編（平成30年版）」によるほか、監督職員の指示により撮影する。
	7 監理事務所	※ 設けない ・ 設ける（・既存建物内の一部を使用する ・構内に新設する）
	8 工事用水電力等	本工事に必要な工事用電力・水等は ・受注者　※発注者　の負担とする。
	9 電気保安技術者	・要　※不要
	10 工事用仮設物	敷地内につくることが　※ できる　・ できない
	11 発生材の処理	(1) 引渡しを要するもの　（・　　・　　） (2) 特別管理産業廃棄物　（・　　・　　） (3) 再資源化を図るもの　（・ 塩ビ管　・ 塩ビライニング鋼管） （・　　・　　） 撤去する配管、ダクト等の保温は分離する。引渡しを要する配管、ダクト等の保温は分離する。 配管、ダクトの支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。
	12 特定建設資材の再資源化等	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)の通知の有無 ※通知を要しない（対象工事でない）　・通知を要する（対象工事である） 対象建設工事の場合は、分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う。 (1)分別解体の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
・新築工事等	建築設備工事 ※有	※手作業 ・手作業・機械作業併用

(2)特定建設資材等廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所在地
・コンクリート	・	・
・コンクリート及び鉄から成る建設資材	・	・
・木材	・	・
・アスファルト・コンクリート	・	・

注)(1)、(2)については積算上の条件明示であり、処理施設等を指定するものではない。
受注者の提示する分別解体の方法、施設等と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

13 産業廃棄物管理票　(財)日本産業廃棄物処理振興ｾﾝﾀｰ(http://www.jwnet.or.jp)が運営する「情報処理ｾﾝﾀｰ」への登録（電子ﾏﾆﾌｪｽﾄ）により行うこと。
※監督職員と協議する。

14 建設副産物情報交換システム　本工事の情報を「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにデータ入力を行う。
また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。

15 環境性能等　使用する機材はトップランナー基準に適合したものであること。

16 使用機材の選定　工事に使用する機材は、その工事の着手前に、「主要材料発注承諾願（ﾒｰｶｰﾘｽﾄ）」を監督職員に提出して承諾を受ける。

17 地場産品　静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき、地場産品の使用促進を図ることで、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。受注者は工事に使用する建設資材等について、契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。
「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第２条に掲げるものをいう。「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。

18 機材（工事材料）の検査等　使用する機材について、自主検査記録（任意様式）を作成すること。
ただし、別表1に掲げる機材については監督職員の検査を受ける。
なお、監督職員の検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は以後原則として抽出検査とする。
また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督職員の指示による。

19 技能士　・配管施工（建築配管作業）　・建築板金施工（ダクト板金作業）
・熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
・さく井施工（ﾊﾞｰｶｯｼｮﾝ式さく井工事作業又はﾛｰﾀﾘｰ式さく井工事作業）
・冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)
技能士は一級技能士の資格を有するものとする。

20 排出ガス対策等　使用する建設機械は排出ｶﾞｽ対策及び低騒音型とする。

21 検査　中間検査　・対象工事（実施は中間検査実施基準による）　・対象外工事
工事施工中における技術検査の実施回数等は監督職員の指示による。

22 完成図書　監督職員の指示による。

23 電子納品　沼津市電子納品要領による。
貸与する設計図データの有無（　※　有り　・　無し　）
貸与するＣＡＤデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

24 公共事業労務費調査に対する協力　受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。
また、工期経過後においても同様とする。
（１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
（２）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
（３）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
（４）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

25 石綿含有建材の事前調査　受注者は石綿含有建材の事前調査を行う。なお、建築物の改修工事で請負代金額の合計額が100万円以上であるものについては、原則として「石綿事前調査結果報告システム」を用いて調査結果の報告を行い、内容を監督職員へ提出すること。
※石綿事前調査結果報告システムには「gBizID（https://gbiz-id.go.jp）」への登録が必要となる。

総合試運転調整等	1 総合試運転調整	※行わない　・行う（行う場合は下記４項目を選択）
	風量調整	※行う　・行わない
	水量調整	※行う　・行わない
	室内外空気の温湿度の測定	・行う　※行わない
	室内気流及びじんあいの測定	・行う　※行わない
	2 騒音の測定	・行う　※行わない
	3 飲用水の水質の測定	※行わない　・行う（行う場合は下記3項目を選択） ・水道法施行規則第56条第2項による検査項目 （臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素） ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第3項による28項目及び残留塩素 ・水道法施行規則第10条による全項目及び残留塩素
	4 雑用水の水質の測定	・行う（行う場合は下記による）　※行わない ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される建築物環境衛生管理基準による
	5 化学物質の濃度測定	※ 不要　・ 要 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等については、監督職員の指示による。

共通工事	1 屋外支持金物	配管及びダクトの屋外支持金物 ※ ステンレス製　・ 亜鉛メッキ　・
	2 溶接部の検査	標準仕様書第2編2.5.15.12の溶接部の非破壊検査の適用 ・ 要（　　）　※ 不要 なお、放射線透過検査の判定基準は監督職員との協議による。
	3 地中埋設標	※ 設ける　・ 設けない
	4 埋設標識テープ	※ 設ける　・ 設けない
	5 管の防食	保温を施さない鋼管類でコンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、防食用ビニールテープ巻き1/2重ね1回巻きとする。 ただし外面を樹脂等で被覆された鋼管は除く。
	6 建物導入部配管	変位吸収方法について図面に特記なき場合は、スリークッションにより施工する。(可とう性を有する管種は除く) ポリエチレン管の異種管接続部における点検用枡（※設ける　・設けない）
	7 弁類の開閉表示	配管に設ける弁類には、開閉表示を（ ※ 行う　・ 行わない） （地中埋設の弁類も同様）
	8 保温工事	図面に特記のない場合の保温材は下記によるほか標準仕様書第2編による。 一　般　※ グラスウール 屋外、多湿箇所(給水管)※ ポリスチレンフォーム 〃　(給水管以外)※ グラスウール　・ ロックウール 防火区画貫通部　※ ロックウール 高　温　部　※ ロックウール 図面に特記のない場合の保温箇所は下記によるほか標準仕様書第2編による。 ・保温要（　・消火管　・　　）
	9 亜鉛めっき以外の鉄面のさび止め塗装	※鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K 5674) ・
	10 養生	養生範囲（　　）養生方法（　　）
	11 足場その他	※別契約の関係工事で定置したものは無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 内部足場の種別　※脚立、足場板等　・ 外部足場の種別　※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 （Ａ種　：　施工箇所面に枠組足場を設ける Ｂ種　：　施工箇所面にくさび緊結式足場を設ける Ｃ種　：　施工箇所面に単管本足場を設ける Ｄ種　：　仮設ゴンドラを使用する Ｅ種　：　移動式足場を使用する） 設置においては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)における手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式に基づき設置すること。 ・外部足場の防護シートによる養生 （・養生ネット　・養生シート(・Ⅰ類　・Ⅱ類)　・ネット状養生シート(・Ⅰ類　・Ⅱ類)） （・防音シート　・防音パネル　・　　・　　・　　）
	12 埋戻し土及び盛土	※ 根切り土の中の良質土(ただし、ｺﾝｸﾘｰﾄ管以外の管の周囲は山砂の類) ・ 山砂の類
	13 残土処分	※構内敷きならし ・構外搬出適正処理（その他参照） ・構内指示の場所にたい積 なお、受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。
	14 配管施工時の土留め	土留め工法は、(※軽量鋼矢板先行工法　・　　)とする。
	15 コンクリート圧縮強度試験	現場での試験（　※　行わない　・行う　） 工場での試験成績書の提出（　※　求める　・求めない　）
	16 関連する工事との施工区分	図面に特記なき場合は「工事区分表」による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
	17 配管埋設深さ	一般敷地内では管の上端より（※300mm　・　mm)以上とし、構内道路は（※600mm　・　mm)以上とする。
	18 凍結深度	凍結深度(　mm)以上とする。
	19 非破壊検査	改修工事ではつり作業を行う場合の、非破壊検査による埋設物の事前調査を・行う（床　※ 放射線透過検査　・ レーダー探査　壁　※ レーダー探査　・ 放射線透過検査）※ 行わない
	20 既存インサート及びアンカー	原則として、再使用しない。やむを得ず再使用する場合は、引張強度の確認試験を行う。
	21 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（4）を満たすものとする。 （1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上途材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料を使用する。 （2）接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 （3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 （4）（1）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	22 ステンレス鋼管継手	呼び径60SU以下のステンレス鋼管の継手は下記による。 メカニカル形管継手（ ※ 拡管式　・ プレス式　・　　）
	23 鋼管用伸縮管継手	※ ベローズ型　・ スリーブ型
	24 絶縁継手・絶縁フランジ	異種金属間の接合箇所に取り付ける。
	25 ポンプ	汚物用水中モーターポンプ電動機の極数は、（ ※4極　・　6極　）とする。
	26 電線保護物類	(1)合成樹脂製可とう電線管（ＰＦ管)及び付属品 ※タイプ25を使用するものとする。 (2)金属製露出管路 次の管路は塗装を行う。溶融亜鉛めっき加工された電線管を除く。 （※屋外　※機械室等を除く屋内の見えがかり部　・　） (3)ケーブル配線の保護管は、標準仕様書(電気設備工事編)金属管配線、合成樹脂管配線の項による。 (4) 壁面配管等で人が容易に触れるおそれのある部分（２ｍ以下）の配管支持材には保護キャップ等の安全措置を施すものとする。
	27 水槽類	水槽類のオーバーフロー管及びドレン管は配管用炭素鋼鋼管（白）とする。
	28 耐震施工	設備機器・配管等の支持、固定は別表2による。 ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。 設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度に、機器の質量を乗したものとする。 設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。

設置場所	設備耐震クラス分類		
	Ｓクラス	Ａクラス	Ｂクラス
上層階・屋上階及び塔屋	2.0	1.5	1.2
中間階	1.5	1.0	0.72
地下階及び１階	1.0	0.6	0.48
地下階及び１階に設置する水槽	1.5	1.0	0.72

※防振支持する場合は、設備機器の応答倍率を考慮し、Ｂクラスのときは Ａクラスを、Ａクラスのときは Ｓクラスを適用する。
本施設は（ ※ 防災上重要な機能を必要とする防災拠点等
・防災上重要な施設　・一般の施設）とする。
機器等の設備耐震クラスの分類は、次による。

クラス	防災拠点等及び防災上重要な施設	一般の施設
Ｓクラス	・ タンク類 ・ 防災機器 ・ ポンプ類 ・ 無線室等の空調機類 ・ ・	・ 防災機器 ・ ・
Ａクラス	・ 熱源機器 （・ ボイラー ・ 冷凍機 ・ 冷温水機 ・） ・ 冷却塔 ・ 空調機 ・ ガス機器 ・ 配管・ダクト ・	・ タンク類 ・ ポンプ類 ・ ガス機器 ・ ・
Ｂクラス	Ｓ、Ａクラス以外の機器等	Ｓ、Ａクラス以外の機器等

※配管、ダクト、機器等の天井吊下げ用として金属拡張アンカーを用いる場合には、締付け方式のアンカーを使用すること。

空気調和設備・換気設備

1 設計条件

	屋外		屋内（調整目標値）	
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏期	℃	%	２６℃	%
冬期	℃	%	２２℃	%

2 ばい煙濃度計　※ 設ける(図示による)　・設けない
3 ばいじん量測定口　※ 設ける　・設けない
(口径80ｍｍ以上でフランジ付とし、機器ごとに煙道の直線部に設ける。)
4 チャンバー　(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
(2) 空気調和機の吸込側及び吐出側に接続するチャンバーの板厚は、1.2mm以上とする。なお、製作及び取付は共通仕様書のアングルフランジ工法ダクトの当該事項による。図示されたチャンバーには、450×600の点検口を設ける。
(3) 外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
5 吹出口・吸込口　※ アルミニウム製　・ 鋼製
6 ダンパー　(1) 防煙ダンパー
操作方式　瞬時通電式又は電動式（DC24V 0.7A以下）
復帰方式　・ 遠隔　・
定格入力は DC24V 0.7A以下とする。
(2) ピストンダンパー
復帰方式　・ 遠隔　・
7 矩形ダクト　低圧ダクト　※ コーナーボルト工法
（・ 共板フランジ工法　・ スライドオンフランジ工法）
・ アングルフランジ工法
コーナーボルト工法は長辺の長さ1,500mm以下のダクトに適用する。
8 冷媒ガス　冷媒ガスはメーカー標準とする。
9 配管材料　冷媒管　※ 冷媒用断熱材被覆銅管
・ 銅管
冷温水管　※ 配管用炭素鋼鋼管（白）
・
冷却水管　※ 配管用炭素鋼鋼管（白）
・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VA）
・
排水管　※ 配管用炭素鋼鋼管（白）
⊙ 硬質塩化ビニル管（VP）
・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）
・ 排水・通気用耐火二層管（屋内に限る）
・
油管　※ 配管用炭素鋼鋼管（黒）
蒸気管　※ 配管用炭素鋼鋼管（黒）
・ 圧力配管用炭素鋼鋼管
・
ブライン管　※ 配管用炭素鋼鋼管（黒）
10 冷媒管保温外装　屋内露出　※ 保温化粧ケース　・
屋外露出　・ 保温化粧ケース　※ ステンレス鋼板　・
なお、保温化粧ケースは塩化ビニル樹脂製とする。

沼津市建設部住宅営繕課	C-1	C-2	C-3	C-4	C-5	DESIGN NAME 設計図	DATE R5.04	SHEET NO M－1／2	HEAD
	SC-1	SC-3	PROPER NO. R5.06.01 改訂			SHEET NAME 機械設備工事特記仕様書　(1)	SCALE Non Scale		ASSIST HEAD / CHIEF / CHANGE / DRAFT

機械設備工事特記仕様書

	11 機器類の落下防止措置	吊り機器類の振れ止めは、「防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）」による。 吊りボルトの規定長さが0.4m未満の場合は、設置状況に応じ適切な振れ止めを行うこと。
	12 パネル落下防止措置	天井カセット型空調屋内機にはパネル落下防止措置を行う。 「防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）」による パネル落下防止措置を行う。
	13 既存ダクトの再利用	改修標準仕様書第３編２．２．６「既設ダクトの再利用」による。 ダクト内清掃　※ 行わない　・ 行う
排煙設備	1 ダクト	亜鉛鉄板　・ 普通鋼板（板厚　※ 1.6 mm　・　mm）
	2 排煙口の形式	・ 天井取付　（・ スリット形　・ パネル形　） ・ 壁取付　（・ スリット形　・　）
	3 排煙口開放装置	・ 電気式（ 遠隔復帰　・ 要　・不要 ） ・ ワイヤー式
	4 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書2016年度版（(一財)日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
衛生器具設備	1 隅付ロータンク	※ 防露型　・ 普通型
	2 掃除流し	排水口形式　※ 目皿　・ 鎖付き共栓
	3 水栓	コマ形式　※ 節水コマ　・ 吊りコマ　・ 普通コマ
	4 洗浄水量	改修工事における大便器の洗浄水量の調整 調整を（※行う　・行わない） 大便器の洗浄水量の調整は次のとおりとする。 新設の場合:6.5リットル、既存利用の場合:便器の仕様に合わせる
屋内給水設備	1 配管材料	屋内一般　⊙ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP） ※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB） ・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（PB） ・ 架橋ポリブデン管（PB） 地中埋設　⊙ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP） ※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD） ・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（PD）
	2 配管接合	ねじ接合　※ 100A 以下　・　A 以下 フランジ接合　※ 125A 以上　・　A 以上　（FVB、FVDとする）
屋外給水設備	1 上水道加入金	※ 不要　・ 要（ ※ 別途　・ 本工事）
	2 量水器	※ 貸与品　・ 本工事（水道事業者の認定品）
	3 量水器桝	※ 水道事業者の規格　・ 標準図　形
	4 配管材料	地中埋設　⊙ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP） ※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD）（40A 以下） ・ 水道用ポリエチレン二層管（40A 以下） ※ 水道配水用ポリエチレン管（50A 以上） 架空　⊙ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP） ※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB） ・
	5 配管接合	ねじ接合　※ 100A 以下　・　A 以下 フランジ接合　※ 125A 以上　・　A 以上　（FVB、FVDとする）
	6 緊急遮断弁装置	駆動方式　※電気式　・機械式
	7 水圧試験	水道配水用ポリエチレン管は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会が推奨する試験方法による。
屋内排水設備	1 配管材料	雑排水　※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ⊙ 硬質塩化ビニル管（VP） ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 排水・通気用耐火二層管 汚水　※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ⊙ 硬質塩化ビニル管(VP) ・ 排水・通気用耐火二層管 通気　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ⊙ 硬質塩化ビニル管(VP) ・ 排水・通気用耐火二層管
	2 配管施工	(1)排水横主管に設ける90°曲管は原則として大曲管とする。 (2)排水縦管の下部曲がり管及び排水横枝管の水平曲がり管は大曲管とする。
	3 試験	満水試験　・ 行わない　※ 行う 煙試験　※ 行わない　・ 行う
	4 その他	流しの床上部分の配管を硬質塩化ビニル管（VP）とする場合は監督職員と協議する。（フレキシブルジョイントによる接続は不可）
屋外排水設備	1 放流納付金	※ 不要　・ 要（・ 別途工事　・ 本工事）
	2 配管材料	・ 硬質塩化ビニル管（VU） ※ 硬質ポリ塩化ビニル管（VP） ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管（RS-VU）
	3 桝類	マンホールは組立式とする。蓋には汚水、雨水等の文字を入れる。 蓋の鎖　鉄製蓋　※ 要　・ 不要 塩化ビニル製蓋　・ 要　※ 不要
	4 桝の深さ	※排水を接続する市町の指針、基準等の規定による。 ・以下による。（排水を接続する市町の指針、基準等がない場合） 汚水桝　小口径桝（150mm（流入口径75mm以下に限る））：深さ1,000mm以下 小口径桝（200mm）：深さ1,500mm以下 小口径桝（300mm）：深さ2,500mm以下 雨水桝（バスケット付）　小口径桝（150mm）：深さ1,200mm以下 小口径桝（200mm）：深さ1,500mm以下 小口径桝（300mm）：深さ2,500mm以下
給湯設備	1 配管材料	・ 一般配管用ステンレス鋼管 ・ 銅管（硬質M） ※ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・ 保温付被覆銅管（保温14mm以上） ・ 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管（HTVP） ・ 架橋ポリブデン管（PB）
	2 配管保温外装	屋内露出　※ 合成樹脂製カバー 屋外露出　・ 合成樹脂製カバー ※ ステンレス鋼板
	3 その他	転倒防止対策に関する告示により施工する。 建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件 （平成12年5月29日建設省告示第1338号）
消火設備	1 配管材料	屋内一般　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370 白管 sch40） ・ 原則としてハウジング形継手は使用しない。 地中埋設　※ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（VS） ・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（STPG370VS 白管 sch40） ・
	2 屋内消火栓箱	※ 製造者標準仕様　・ 標準図（P －　）による。
ガス設備	1 ガスの種類	・ 都市ガス　Kcal/nm3 ・ 液化石油ガス　24,000Kcal/nm3
	2 配管材料	屋内一般　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 地中埋設　※ ポリエチレン被覆鋼管（PLP･PLS） ・ ガス用ポリエチレン管（PE）
	3 ガスメーター	※ 貸与品　・ 本工事
	4 ガス漏れ警報機	外部出力端子（ ※ 有　・ 無 ）
	5 緊急遮断弁	・ 設ける　・ 設けない
	6 試験	保持時間は24分以上とし、記録計による測定表を提出する。 ただし、都市ガスの場合はガス事業者の定める方法とする。
	7 その他	ガスボンベ転倒防止の鎖は本工事とする。
浄化槽設備	1 処理方式	合併処理　・ 建築基準法施行令第35条の認定品による ・ 建設省告示第1292号による。第（ ）（　方式）
	2 処理能力	処理対象人員　人 処理水量　m3/日
	3 本体構造	・ コンクリート製　・ ＦＲＰ製
	4 放流水質	BOD　ppm 以下
	5 配管材料	・ 一般配管用ステンレス鋼管（　） ・ 耐熱性硬質塩化ビニル管　（　） ・ 配管用炭素鋼鋼管(白)　（　） ・ ・
	6 土留め工法	
さく井設備	1 種別	・ 浅井戸　・深井戸
	2 掘削方式	・ ロータリー式　・ パーカッション式　・ ダウンザホールハンマ式
	3 ケーシング	※ 配管用炭素鋼鋼管（黒） ・
	4 ストレーナー	※ ステンレス製巻線型　・
	5 電気検層	※ 連続測定　・ スポット測定
	6 水質検査	※ 行う（原水全項目）　・ 行わない
撤去工事	1 冷媒（フロン系）の回収	※ 無　・ 有 （１）冷媒の回収にあたっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に従って行うこと。 また、法に規定するものの他、次の書類を監督職員に提出すること。 （ア）第一種フロン類充填回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類の処理に関する証明書（充填証明書、引取証明書等 ） （２）行程管理票の様式は、監督職員の指示による。
	2 家庭用エアコンの処分	家庭用のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっているものは、本工事で撤去、処分を行う。
	3 吸収冷凍機、吸収冷温水機等の臭化リチウム水溶液等	※ 無　・ 有 関係法令に従い、専門業者により適正に処理すること。
	4 石綿含有建材の除去工事	事前調査　※ 行う　・ 行わない 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している建築材料等の使用の有無について調査する。 分析による石綿含有建材の調査　※ 行わない　・ 行う（　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿粉じん濃度測定　※ 行わない　・ 行う（　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿作業主任者 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。 石綿含有品　・ フランジ用ガスケット（ ・ 配管　・ ダクト） ・ 配管用成形保温材 ・ 天井材 ・ 外壁（ ・塗材　・スレート　・　） 撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、適切に処理を行い、必要に応じて官公庁等への届出を行うこと。 石綿含有塗材の塗布された外壁及び石綿含有スレート波板等の外壁面に対して、足場及び配管等の支持のため、アンカーを打設する際にも、石綿作業主任者を配置し、外壁面に対して湿潤状態とし、集塵機能付き電動工具を使用する等、飛散防止措置を講ずること。

別表１

名　称
配管類 ・給水管 ・排水管 ・冷温水管 ・冷媒管 ・
弁類 ・仕切弁 ・バタフライ弁 ・逆止弁 ・緊急遮断弁 ・
ポンプ類 ・給水用ポンプ ・空調用ポンプ ・消火ポンプ ・ラインポンプ ・
タンク類 ・受水槽 ・高架水槽 ・貯湯槽 ・膨張水槽 ・給湯ボイラー ・
空気調和設備工事用機材 ・パッケージエアコン ・空気調和機（AHU） ・冷却塔 ・ヘッダー ・全熱交換型換気扇 ・ファンコイルユニット ・
自動制御機器類 ・中央監視盤 ・リモート盤 ・ ・ ・
給排水衛生設備工事用機材 ・衛生器具 ・水栓 ・組立てマンホール ・ガス給湯器 ・
浄化槽 ・ＦＲＰ浄化槽 ・動力盤、制御盤 ・ブロワー ・ ・
さく井 ・スクリーン ・ ・ ・ ・
その他 ・スリーブ（つば付鋼管） ・ ・ ・

別表２

設備機器・配管の支持、固定は、以下の図書を適用する。

ガイドライン：静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（平成２５年度）

センター指針：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）

施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持
防災上重要な機能を必要とする防災拠点等	ガイドライン＊	ガイドライン＊
防災上重要な施設	ガイドライン＊	標準仕様書
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書

＊ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。

その他

１）ステンレス材を酸洗いした場合、その廃液は産業廃棄物として適切に処理を行なうこと。

２）舗装版切断時の濁水は産業廃棄物として適切に処理を行うこと。

３）建設発生土の処分については指定処分とする。
処分受け入れ業者については下記業者より選定し、施工計画書に明記すること。
また、工事完了後に受け入れ業者が交付する「建設発生土に関する完了届」を完成書類に添付し提出すること。
なお、公共事業における残土の工事間流用等疑義が生じた場合、別途監督職員と協議するものとする。

建設発生土受入業者	処理場所
・株式会社加藤建材	富士市大淵字昔曽比奈6861番
・株式会社伊豆美化企画	伊豆市大野字出口1250他
・渡辺ブルドーザ工事株式会社	富士市大淵藩沢2027-2 他 富士市依田橋字田中157-2
・有限会社A-LINE建設	沼津市西熊堂字二本松700-3 他
・木村土木株式会社	沼津市獅子浜字大久保山1-2 他 沼津市下香貫猪沼1018-10 他
・駿河開発株式会社	田方郡函南町軽井沢213
・株式会社東土建	沼津市足高字尾上241-460・241-461

工事カルテ特記仕様書

１）　受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。
　また、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

２）　契約金額の変更登録は、完成時のみとする。

３）　契約変更により工事請負代金額が500万未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除しなければならない。

重要事項

・疑義事項については、監督職員と協議すること。
・大気汚染防止法に基づき、石綿事前調査結果の報告を行うこと。
・下記別途工事が同時期に施工となるため、各工事担当者及び監督職員と連絡を密に取合い工程に支障のないようにすること。
「令和５年度　　工事」

沼津市建設部住宅営繕課

C-1	C-2	C-3	C-4	C-5	DESIGN NAME	設計図	DATE	R5.04	SHEET NO	M－ 2／2	HEAD	ASSIST HEAD	CHANGE
SC-1	SC-3	PROPER NO. R5.06.01 改訂			SHEET NAME	機械設備工事特記仕様書 （2）	SCALE	Non Scale				CHIEF	DRAFT